

# 新婚生活を応援します！

## (砺波市結婚新生活支援補助金)

結婚して新生活を始めるご夫婦を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用（家賃や引越し費用等）を補助します。



どのような世帯が対象なの？

次の①～④の要件をすべて満たす世帯が対象となります。

①令和8年1月1日から令和9年3月31日までに結婚した世帯

②ご夫婦の所得を合わせて500万円未満

※奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除

③ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下

④申請時にご夫婦の住所が砺波市内にある

⑤補助金交付後、1年以上砺波市内に居住する意思がある

どのような費用が対象なの？



①新居の購入費

②新居の賃借費用（賃料、共益費、敷金・礼金、仲介手数料）

③リフォーム費用

④引越業者や運送業者に支払った引越費用

※令和8年4月1日～令和9年3月31日に支払ったものに限ります。



いくら補助を受けられるの？

補助の対象となる費用のうち、夫婦ともに29歳以下の世帯は上限60万円、それ以外の世帯は上限30万円として「実際に夫婦が支払をした金額」を補助します。

.....お問い合わせ先.....

砺波市役所 市民生活課 となみ暮らし推進班  
〒939-1398 富山県砺波市栄町7番3号  
TEL 0763-33-1172



# 砺波市結婚新生活支援補助金 要件確認フローチャート

まずはこのフローチャートで補助金の対象となるかご確認ください。

※主な要件を抜粋したものであり、実際に申請いただく内容によっては対象外となる場合もあります。

